

須賀川市スポーツ協会 スポーツ活動補助事業交付規程

(趣旨)

第1条 須賀川市スポーツ協会（以下「本会」という）は、須賀川市のスポーツの普及・競技力向上を図るため、予算の範囲内において、本会に加盟する団体（以下「加盟団体」という）が行うスポーツ活動事業に対し、この規定の定めるところにより補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、加盟団体が主催し、市民等を対象とする競技大会・スポーツ教室などの事業を対象とし、その額は次のとおりとする。ただし、1団体あたり、年間30,000円を上限とする。

(1) 参加人数が100人未満の場合 5,000円

(2) 参加人数が100人以上の場合 10,000円

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）を本会に提出するものとする。

2 申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業の実施要項

(2) 事業の収支予算書

3 申請書は事業日の2か月前から受領し、受付順とする。

(実績報告)

第4条 補助金の実績報告は、補助金実績報告書（第2号様式）によるものとし、事業完了の日から30日以内、または当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、本会に提出するものとする。

2 報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業の結果

(2) 事業の収支決算書

(補助金の返還)

第5条 スポーツ活動事業が、次のいずれかに該当すると認める場合は、加盟団体へ補助金の一部または全額の返還を命ずることができる。

(1) 対象事業経費が補助金の額より下回った場合

(2) 補助金を目的外の用途に使用した場合

(3) その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 須賀川市体育協会補助金等交付規程（平成8年1月1日施行）は廃止する。

2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

3 令和7年4月1日 一部改正